

「令和6年度 国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、令和5年6月に「令和6年度 国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案24事項の主な措置状況(令和6年4月現在)を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
1 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備	1 子ども施策の更なる充実・強化	(1) 結婚支援については、「こども大綱」に現行制度である結婚に伴う新生活への支援について明記されたが、賃上げの取組や非正規雇用の正規化などの労働政策や、結婚支援の更なる拡充は行われていない。 (2) 令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定され、その中で、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容とその財源の基本骨格と金額が提示されたが、支援金制度の導入等に関する法案などが審議中となっているなど、国の動向を注視する必要がある。
	2 待機児童対策の一層の推進	公定価格上の配置基準の見直しについては、4歳児以上配置改善加算が令和6年度から創設された。 また、保育士の処遇改善について、処遇改善等加算Ⅰ,Ⅲにより、保育士の職員給与が6%改善された。
	3 子どもの医療費助成制度の創設	18歳未満までの子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置は、令和6年度から廃止された。 しかし、小児医療費助成制度の創設については具体的な措置は講じられていない。
	4 大学等での学びの推進	令和6年度から多子世帯や理工農系学生等の中間層に対象が拡大された。 また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、令和7年度から「多子世帯の学生等については授業料等を無償とする」とされたが、その他の拡充内容は示されていない。
2 子どもを守るセーフティネットの整備	1 児童虐待防止対策の推進	(1) 配置基準に基づく児童福祉司や児童心理司の給与費、また、児童福祉司・児童心理司・保健師の処遇改善、さらに児童福祉司や弁護士等専門職の計画的な人材確保に向けての採用活動支援事業の拡充などについて、交付税措置が講じられているが、更なる予算措置が必要。 また、国は令和4年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童福祉司の加配基準となる児童虐待相談対応件数について、自治体の状況をより適切に考慮したものに見直すとしており、本県においては、今後も更なる児童福祉司の増員が見込まれる。 (2) 一時保護実施に係る各加算費保護単価が増額されるなど一部改正が図られたが、一時保護専用施設を安定的に運営するためには十分とは言えず、更なる体制整備が求められる。 (3) 司法審査導入に向けたマニュアル案は示されたが、今後、国において、当該マニュアル案について実務的な観点から試行・検討を行うとされ、マニュアルの確定は秋ごろとされている。このため、確定したマニュアルを早期に発出するよう引き続き求めていく必要がある。 (4) こども家庭センター設置のための補助金が令和6年度予算に措置された。 (5) 国が開発を進めるAIを活用した緊急性の判断に資するツールについて、各地方自治体が運用しているシステムとの統合などの改善は図られていない。 (6) 児童虐待対応において、児童相談所に対応が一極集中している状況に対する措置は講じられていない。
	2 子どもへの意見聴取の円滑な運用	意見表明等支援員の養成については、国からスタートアップマニュアルが示され、そのマニュアルを参照して各自治体において養成することとされた。 一方で、国がこれまで実施したモデル事業で積み上がった事例については明らかにされていないことから、国において総括を行うとともに、その結果を好事例として各自治体に共有する必要がある。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
3 社会的養育経験者(ケアラーバー)の自立支援の推進	ウ 未措置	自立援助ホームの配置基準について、具体的な措置は講じられていない。 なお、令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けられるようになるなど年齢要件が緩和されている。
4 子どもの貧困対策の推進	イ 一部措置	「地域で子どもの居場所づくり(子ども食堂等)を行う団体等への支援の強化」として「地域子供の未来応援交付金」が、令和5年度で廃止となったが、「地域こどもの生活支援強化事業」の中に支援制度が移行されたため、措置が講じられた。 ただし、市町村のニーズに沿うきめ細かな支援の充実については、継続的に求めていく必要がある。
5 ケアラー・ヤングケアラーへの支援	イ 一部措置	子ども・子育て支援法等の改正において、ヤングケアラーが支援の対象であることが明確化されたが、国・都道府県・市区町村の具体的な役割分担が不明確なことから、明らかにする必要がある。 また、ヤングケアラーについては法制化の検討が進められているが、年齢を問わないケアラーへの具体的な措置は講じられていない。
6 医療的ケア児への支援の充実強化	イ 一部措置	医療的ケア児支援に係る国庫補助については、医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備に係る措置が講じられたものの、補助基準額が設けられており、事業費の増大に対して十分な財政措置が講じられているとは言えない。 また、看護師を確保するための財政支援は拡充されているものの、保護者の付き添いの解消に向けては、看護師以外の救急救命士等の資格のある者によるスクールバスへの同乗を可能にしていく必要があり、そのことについては具体的な措置が講じられていない。
3 脱炭素社会の実現		
1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大	ウ 未措置	(1) 提案内容(太陽光発電等の再生エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させること)については、具体的な措置は講じられていない。 (2) 提案内容(固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及びZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること)については、具体的な措置は講じられていない。
2 電気自動車(EV)の更なる普及拡大	イ 一部措置	国は、令和5年10月に「充電インフラ整備促進に向けた指針」を策定し、持続可能な充電インフラ社会の構築に向けて、新築集合住宅における充電設備の積極的な設置のため業界団体に対する要請文の発出や、より効果的に整備を促進するための国の補助制度の見直し等、一定の措置が講じられている。 しかしながら、県が求めている「集合住宅へのEV導入が進むような仕組みづくり」や「『経路充電』の補助対象を一定程度の利用量が見込める場所に広げる」といった措置は講じられていない。
3 水素社会の実現に向けた取組の促進	イ 一部措置	国は、令和5年6月に「水素基本戦略」を改定し、水素社会の実現に向けて、幅広い分野における水素の利活用を進めることとしている。 しかしながら、水素ステーションの整備について、補助は行われているものの、用地取得費用を補助対象経費に含める等の制度の拡充は行われていない。
4 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進	イ 一部措置	国は令和6年度当初予算にてアンモニア混焼やカーボンリサイクルなどの次世代火力発電の技術開発事業や脱炭素化技術等国際協力事業に取り組むとしているが、国民への理解促進などの考え方については示されていない。
5 排出量取引制度等の構築	イ 一部措置	国が令和5年2月に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」の中で「排出量取引制度」の本格稼働、「炭素に対する賦課金」の導入が示された。 また、令和6年度当初予算にてGXリーグにおける「排出量取引制度」の本格稼働に向けた試行や、環境保全及び経済成長に資するカーボンプライシングの制度設計に必要な調査・分析を行うこととしている。 なお、炭素税については、同基本方針に盛り込まれなかったが、今後の検討に当たっては、地方税財源の充実の視点も踏まえて行う必要がある。

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
	6 プラごみゼロに向けた取組の推進	イ 一部措置	<p>プラスチック資源循環法が施行され、プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、引き続き特別交付税が措置された。</p> <p>また、リサイクル先の確保についても引き続き、国の令和6年度予算で省CO2型資源循環設備への補助が予算措置された。</p> <p>しかし、今後も分別収集・再商品化の本格化に伴う市町村の経費増大や収集量の増加が見込まれるため、引き続き一層の支援を求めていく。</p> <p>また、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る予算は措置され、漁業者が無償で回収した漂流ごみ等の処理に係る事業費に対する補助率は10割であるものの、その他の海洋ごみの回収・処理に係る事業費の補助率は前年同様7割にとどまっている。</p> <p>さらに、内陸域・河川のごみへの支援、相模湾における海底ごみ・漂流ごみ調査は措置されていないため、措置を求めていく。</p>
4 地方税財政制度の改革	1 安定性が高く偏在が少ない地方税財源の充実強化	ウ 未措置	<p>令和6年度与党税制改正大綱には、「地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」ことが盛り込まれた。</p> <p>しかし、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への税源移譲などは実現しておらず、地方の仕事量に見合った安定的な税財源は確保されていない。</p>
	2 地方一般財源総額の確保・充実	イ 一部措置	<p>令和6年度の地方財政計画において、水準超経費を除く一般財源総額については前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保されたものの、未だ十分ではない。</p> <p>また、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円が確保されたが、未だ地方の財源不足は解消されていない。</p>
	3 臨時財政対策債の廃止・縮減	イ 一部措置	<p>令和6年度の地方財政計画において、臨時財政対策債の発行額は0.5兆円と前年度比0.5兆円減少したものの、廃止はされず、令和7年度まで延長されている。</p> <p>なお、令和5年度の算定で、本来地方交付税で措置される額に臨時財政対策債が占める割合は27.8%となっており、令和4年度の39.2%から減少したが、依然として、財政力の高い自治体に多く配分されている状況である。</p> <p>また、既往の臨時財政対策債の元利償還金についての償還財源の別枠確保はされていない。</p>
5 自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進	1 地方自治体の情報システム標準化	イ 一部措置	<p>(1) PMOツールの機能拡張など進捗管理を支援する取組はなされているが、各自治体からの課題協議への回答は遅く、進捗を支援する更なる取組が必要である。</p> <p>(2) 令和5年度補正予算として、令和5年11月に補助金基金が5,163億円拡充(既決の1,825億円と合わせ6,988億円)された。</p> <p>しかし、補助対象は「令和8年3月31日までの間に実施するものに限る」であることに変更はない。標準準拠システムへの令和7年度中の移行完了は不可能であるため、8年度以降の移行事業についても補助対象とすべく、更なる取組が必要である。</p> <p>(3) ガバメントクラウド先行事業の検証結果においても運用経費は増大傾向にあり、コスト低減に向けてクラウド最適化など中長期的な取組を要することから、クラウド利用料の低廉化等の措置が必要である。</p> <p>(4) 令和5年9月の地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更で、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、当該システムの状況を十分に把握し、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとする、とされたが、主務省令ははまだ発せられていない。</p>
	2 地方自治体の行政手続のオンライン化	イ 一部措置	<p>(1) 令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、引き続き、国は民間手続を含めた手続きのワンストップ化を進めることとしている。しかし、現状では、ワンストップ化が実現された事務は限定的であるため、更なる取組が必要である。</p> <p>(2) 県は、年間取扱件数が1000件以上の行政手続を中心にオンライン化を進めているが、国が原本添付を指定する手続も未だ残っており、オンライン化の阻害要因となっている。引き続き、国は、オンライン化に向けた制度変更等の対応が必要である。</p> <p>(3) 令和5年11月16日付けデジタル庁からの事務連絡において、令和7年度にぴったりサービスを改修することにより、対応手続の拡大を図ることが示された。</p> <p>また、マイナンバーカードを用いたオンライン上の本人確認の普及浸透を図るため、国は新たに「個人認証用アプリケーション」を開発し、地方自治体や民間事業者にも提供することが示された。</p>

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
3 デジタル人材の確保・育成	イ 一部措置	<p>(1) 国が策定している、各地方公共団体において、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針が、令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」に全面改正され、その中でデジタル人材育成・確保に関する留意点が示された。</p> <p>(2) デジタル分野に精通している外部の専門人材の確保を円滑に進めるための人材の情報を蓄積したデータベースが構築されていない。</p>
4 市町村とのデータ統合連携基盤整備に向けた支援	イ 一部措置	<p>(1) 本県が取り組んでいる市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤の整備については、市町村を支援する機能を有するものであるが、現段階では直接的に住民の便益に寄与する機能がないため、デジタル田園都市国家構想交付金の対象とされていない。</p> <p>(2) 令和5年7月7日デジタル庁告示にて、ベースレジストリとして利活用を推進するデータ等が改めて示されたものの、依然として、地方自治体の利活用に係る仕組みづくりについては具体的な措置は講じられていない。</p>
5 防災におけるDXの推進	ウ 未措置	<p>提案内容(国による、マイナンバーカードと連携した住民避難用の防災アプリケーション等の主体的な開発やその運用費用の措置等)については具体的な措置は講じられていない。</p>
6 生成AIの利活用	ウ 未措置	<p>(1) 情報の再利用や著作権侵害、誤った情報の拡散のリスク対応等を含む、自治体向けの統一的な生成AIのガイドラインは未だ提供されていない。</p> <p>(2) 生成AIの利用拡大にともない、入力データを国内サーバに保存する生成AIサービス(事業者)が提供され始め、自治体も利用できる状況になった。 ただし、国の措置とは関係がない。</p>
6 防災・減災、国土強靱化の推進	イ 一部措置	<p>【河川】 河川のハード対策及びソフト対策について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、概ね措置された。</p> <p>【道路】 橋りょうの耐震、道路斜面の土砂崩落、道路ネットワークの機能強化、道路施設の老朽化などに必要な予算について、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、一部予算措置された。</p> <p>【砂防】 土砂災害防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく基礎調査完了後の計画的な見直し等について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、一部予算措置されたが、更なる財政支援が必要である。 また、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和などの制度の拡充について、令和5年度より「まちづくり連携砂防等事業」の拡充に係る一部採択基準が緩和されたが更なる緩和が必要である。</p> <p>【海岸】 海岸保全施設の整備等について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、概ね措置された。</p> <p>【下水道】 下水道における主要施設の耐震化や市町村が行う内水対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や「交付金の通常配分」により、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、一部措置された。</p>
2 風水害対策の支援強化	ウ 未措置	<p>令和3年5月に国が「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」を示しているが、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインは未だ示されていない。 また、被災市町村間の支援格差が発生することのない適用基準の構築や、現金・クーポン券での給付を認めること等、その他の提案内容についても具体的な措置は講じられていない。</p>
3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化	ウ 未措置	<p>津波避難施設の構造要件に係る検証を確実に実施できるような財源措置等は講じられていない。</p>

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
	4 箱根山火山の観測体制の強化	イ 一部措置	既存の観測施設による観測データについては、温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁の三者協定に基づいて、適切に共有され続けている。 また、周辺自治体との調整担当を、気象庁から割愛により採用している。 一方で、ひずみ計などの感度の高い観測やカメラなどによる直接的な観測など観測体制の充実や緊急時におけるデータの即時解析など、人的・技術的支援が必要である。
	5 大規模地震対策	ウ 未措置	提案内容(災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定手法や、今後の減災目標の設定について国としての考え方を示すこと)については具体的な措置は講じられていない。
	6 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実	ウ 未措置	提案内容(地震観測体制と更なる地震調査研究の充実を図ること。また津波観測網の整備を促進すること)については具体的な措置は講じられていない。
	7 災害時のトイレ対策の充実強化	ウ 未措置	提案内容(自治体が行き届く簡易トイレや携帯トイレ等の備蓄及び整備に対する財政支援の充実)については具体的な措置は講じられていない。
	8 国民保護体制の充実強化	ウ 未措置	提案内容(我が国の安全・安心に影響を与える事態に対しては、影響が最小限となるよう、訓練や資機材整備、避難体制整備等への支援の充実など、あらゆる対策を講じること)については具体的な措置は講じられていない。
7 犯罪被害者等支援の充実強化	1 犯罪被害者等支援の推進	ウ 未措置	令和5年6月の犯罪被害者等施策推進会議決定で「地方における途切れない支援の提供体制の強化」について、「1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する」とされているところであり、まだ結論は出ていない。
8 基地対策の推進	1 基地の整理・縮小・返還の早期実現	イ 一部措置	近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,739haあり、県土の約0.72%を占めている。 根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日に、新たに根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意された。合意に基づき、令和元年11月15日には、共同使用について合意され、原状回復作業を進めているが、国の原状回復作業に加えて横浜市による跡地利用のための作業を開始するため、令和元年11月に合意した共同使用の内容変更が令和6年1月18日の日米合同委員会において承認された。 なお、具体の返還時期は示されていない。 池子住宅地区については、令和4年12月14日の日米合同委員会において、土地及び工作物の一部の返還が合意されたが、具体的な返還時期は示されていない。
	2 厚木基地の航空機騒音の軽減	イ 一部措置	国の令和6年度予算において、米軍再編関係経費として、空母艦載機着陸訓練施設に関する事業費が予算措置された。 恒常的訓練施設が未だ確保されておらず、外来機による騒音被害が生じている。
	3 基地周辺対策の充実強化	イ 一部措置	国の令和6年度予算において、基地周辺対策経費として、住宅防音及び周辺環境整備の事業費が予算措置された。 住宅防音工事については、進捗率約83%に留まり、未実施世帯を解消することが必要である。
	4 基地の安全管理等の強化	イ 一部措置	平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ボンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ボンベ保管倉庫への酸素ボンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ボンベ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。 万一の際の保管物、貯蔵物について、情報共有が不十分であり、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの実現が必要である。
	5 日米地位協定の見直し	ウ 未措置	提案内容(日米地位協定の見直しに向けた具体的な取組等)については具体的な措置は講じられていない。
	6 災害時等における米軍との相互協力	ウ 未措置	提案内容(在日米軍との間に災害対策に関する特別協定を締結すること等)については具体的な措置は講じられていない。
	7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	ウ 未措置	提案内容(実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること等)については具体的な措置は講じられていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
9 喫緊の課題に対応する中小企業への支援 1 中小企業が喫緊の課題に対応するための支援	イ 一部措置	(1) 「ゼロゼロ融資」の借換え等に対応する「コロナ借換保証」について令和6年6月末まで延長されたが、その後終了することが示唆されている。後継制度創設についても現時点では示されておらず、中小企業の融資返済負担軽減のための更なる支援策の拡充は講じられていない。 (2) 価格交渉促進月間のフォローアップ調査に基づく企業名の公表や、大臣名での経営トップに対する「指導・助言」、下請Gメンの増員がなされることとなった。 (3) 賃上げ促進税制について、中小企業向けに、5年間の税額控除の繰越措置が創設された。また、ものづくり・商業・サービス補助金において大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例が引き続き設けられているほか、新たに創設された中小企業省力化投資補助金においても賃上げに係るインセンティブが設けられた。 (4) 従来の事業再構築補助金について、経済構造の転換に挑戦する事業者やコロナ債務を抱える事業者等に支援先を重点化し、新たに、人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資への支援のための補助制度が創設された。また、IT導入補助金について、インボイスに特化した支援枠が新設されるなどの拡充が行われた。 (5) 民間事業者等が自治体や経営支援機関・教育機関等と連携し地域の関係者で一体となり行う人材獲得等の取組への支援等が措置された。 (6) 事業承継・引継ぎ支援センターの設置や外部専門家の活用に係る費用への支援について、引き続き措置された。
2 中小企業支援機関の相談体制に係る支援の充実強化	ウ 未措置	令和5年度補正予算において「事業環境変化対応型支援事業」として112億円が計上され、その中で、商工会・商工会議所への相談員の配置などによる相談窓口の体制強化を支援しているが、当事業は単年度限りのものであり、継続的な支援策ではない。
10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し 1 税制度の見直し	ウ 未措置	提案内容(市街化調整区域内において多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること等)については具体的な措置は講じられていない。
11 健康・長寿社会の実現 1 「未病」の考えに基づく国の施策の推進	ウ 未措置	平成29年2月に一部変更の閣議決定がされた国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれた。しかし、その後、令和2年3月に閣議決定された「第2期健康・医療戦略」では、本県における未病コンセプトの普及や未病指標の構築など先駆的な取組の推進が盛り込まれたが、「未病」の考えに基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。
2 健康寿命指標の見直し	ウ 未措置	健康寿命の算定方法を見直すこと等について、具体的な措置は講じられていない。
3 認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」	イ 一部措置	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、大綱に代わる「認知症施策推進基本計画」を見据えつつ、新薬の登場もあり、認知症研究の推進予算が増額されたほか、これまでの施策についても継続的に措置されている。 なお、恒久的で活用しやすい財源措置という点は、今後も求めていく必要がある。 また、認知症は未だその病態解明が不十分であり、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組が十分に確立されていないため、国によるより一層の研究・調査等の推進が必要である。
4 がん対策の推進	イ 一部措置	令和6年度の診療報酬改定では、新たに3つの適応疾患が保険適用とされたところであるが、引き続き保険適用の拡大が必要である。 なお、診療報酬額の引上げは見送られることとなり、放射線治療専門医の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
	5 歯科口腔保健対策の推進	<p>令和6年度の診療報酬改定について、口腔機能管理料等にかかりつけ歯科医が行った場合の評価を新設する等の充実が図られているが、口腔機能が低下した初期の段階である「オーラルフレイル」や、そのリハビリテーションに係る保険適用の拡大は講じられていない。</p> <p>また、「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」については、令和5年度から、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ評価指標に口腔機能に着目した項目が加わり、一部措置されているが、オーラルフレイル対策に係る事業の評価項目の追加には至っていない。</p> <p>さらに、フッ化物洗口に関する国庫補助事業について、1か所あたりの予算額が増えるとともに、補助率が定額になるなど、一部措置されているが、大規模な自治体にとっては十分な支援とはいえない。</p>
	6 持続可能な国民健康保険制度の構築	<p>提案内容(将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を確立すること等)については具体的な措置は講じられていない。</p>
12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	1 地域医療介護総合確保基金の改善	<p>介護分・整備分の基金は、H27補を含め一体的に活用してよいとの改正が行われる予定であることが示されたが、依然として事業区分間の融通は認められておらず、地域の実情に応じた補助メニューは措置されていない。</p> <p>人材確保対策については、地域の実情や創意工夫が活かせる柔軟な仕組みへの見直しはなされていない。</p>
	2 保健・医療・介護を担う人材の確保定着	<p>(1) 臨時定員増については、令和6年度も引き続き認められており、また、一部大学で追加の定員増が認められた。</p> <p>(2) 6年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算の要件の一つである職場環境等要件の具体例として「ファーストステップ研修」が明記されるなど、一定の成果が見られたが、県が求める研修受講に関する介護報酬上の評価までは至っていない。</p> <p>さらに、福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。</p> <p>※ (2)の後段について、令和6年度介護報酬改定において、介護職員等の収入を引き上げる措置が図られたが、人材の確保定着に向け、賃金改善のための更なる報酬の引上げが必要である。</p> <p>(3) 医師の働き方改革については令和5年度予算において国が広報を実施した。DX等のグランドデザインについては措置されていない。</p>
	3 介護サービスの質の向上や介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築	<p>(1) 令和6年度の介護報酬改定では訪問系サービスの3分類(訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)の基本報酬が引き下げられる結果となり、地域の高齢者へのサービス提供を行っている事業所にとって、その存続を一層困難にすると指摘されている。</p> <p>(2) 一部自治体において地域区分が引き上げられたが、本県が要望する「県内一律」とはなっていない。</p>
	4 特別養護老人ホーム等への入所に係る低所得者対策の強化	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
13 当事者目線の障がい福祉の推進	1 障がいに対する理解促進	ウ 未措置 具体的な措置は講じられていない。
	2 地域資源(人材及び活動の場)の充実	イ 一部措置 (1) 福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。 また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、処遇改善加算の加算率引上げ、現行3制度の一本化による対象者の拡大、事務の軽減など一定の改善がされた。 (2) 障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するための、地域医療介護総合確保事業のような総合的・体系的な支援は提示されていない。 (3) 地域生活への移行を推進するための評価の拡充、重度訪問介護サービスについて国庫負担基準の見直しなど、一定の改善がなされた。 また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設に地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任することが求められることとなったほか、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充などがされたが、地域移行の調整を行う職員の配置等はされていない。
	3 相談支援の充実	イ 一部措置 障がい者の意思決定支援が、相談支援及び障害福祉サービス等の運営基準において計画策定の前提として位置付けられた。また、意思決定支援の推進がサービス管理責任者の責務として規定された。
	4 地域生活を支えるための確実な財源措置	ウ 未措置 地域生活支援事業は若干の予算の増額が図られているものの、事業量が増大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。 自立支援給付費についても、義務的経費としての国庫負担の在り方の見直しは行われていない。
	5 重度障害者医療費助成制度の創設	ウ 未措置 重度障害者医療費助成制度の創設、また、その創設に伴う国保国庫負担減額調整措置の廃止については具体的な措置は講じられていない。
14 医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策	1 医療機関・社会福祉施設等への支援	イ 一部措置 物価高騰対策として、社会福祉施設等の光熱費等の負担を軽減するための支援が行われたが、物価高騰ははまだ収束していないことから、引き続き支援を行う必要がある。 また、更生保護施設については、物価高騰対策としての支援は行われていない。 なお、医療機関等については、物価高騰による影響を踏まえ、令和6年度診療報酬が改定することが決定された。 しかし、介護施設については、令和6年度介護報酬改定の外枠として、光熱水費の基準費用額(居住費)の引上げ(R6.8~)により、介護施設の増収効果を+0.45%相当の改定と見込んでいるが、施設利用者への価格転嫁を伴うという点では、実効性のある措置とは言えない。
15 新型コロナウイルス感染症対策	1 医療	イ 一部措置 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について、特例臨時接種実施期間終了後の定期接種への移行に伴う県や市町村の残務処理に係る財政措置は講じられた。 また接種費用についても、一部補助等の住民の負担軽減措置も講じられた。 接種券の電子化、接種記録等の一括管理、副反応の原因や治療法に関する研究、接種記録の保存期間の延長や保存方法の見直し等は国において検討が進められているが、実現には至っていないため、引き続き早急な体制構築を求めていく。 (2) 令和6年度診療報酬改定により、在宅診療等の評価が見直され、診療報酬の拡充が行われた一方、事後に医師が確認を行う訪問看護療養費に対する予算措置は講じられていない。 (3) 新型インフルエンザ等感染症を始めとする感染症対策に要する費用について、具体的な予算措置は講じられていない。
	2 福祉	イ 一部措置 高齢者施設等感染対策向上加算や協力医療機関連携加算が創設され、この点の措置は行われたが、サービス提供体制確保事業は終了し、抗原検査キットの調達や検査費用への補助については、措置されていない。 また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から一定の取組について報酬での評価がされることとなったほか、施設内療養者への対応を行った施設の報酬が新設された。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
16 生活困窮者対策の推進	1 総合的な生活困窮者対策の推進	ウ 未措置 提案内容(生活困窮者自立支援事業について十分な財政措置を講じること、また生活困窮者自立相談支援機関の相談員の配置について、財政支援を拡充すること)については、具体的な措置は講じられていない。
	2 困難を抱える女性への支援	ウ 未措置 (1) 提案内容(自治体や民間団体に対する財政措置を講じること、女性支援に係る全国的な調査研究を行い自治体にデータ提供すること等)については、十分な措置は講じられていない。 (2) 地域女性活躍推進交付金における「つながりサポート型」事業は継続されているものの、事業費全額の交付金措置には至っていない。
	3 ひきこもり支援の充実	ウ 未措置 提案内容(民間支援団体等に対する財政支援を拡充するとともに、補助対象経費の柔軟な活用を可能とすること等)については、具体的な措置は講じられていない。
	4 ひとり親世帯の医療費助成制度の創設	ウ 未措置 提案内容(ひとり親家庭等医療費助成制度の創設、また、その創設に伴う国保国庫負担減額調整措置の廃止)については具体的な措置は講じられていない。
17 公立中学校等における休日の部活動の地域移行	1 公立中学校等における休日の部活動の地域移行に伴う必要な財源の確保	イ 一部措置 (1) 「必要となる経費の全体像を示すこと」については、スポーツ庁及び文化庁で作成した事例集等で部分的に示されているが、具体的な費用項目や最終的に必要となる金額は示されていない。 「国において、十分な財政措置を改革推進期間にかかわらず継続的に講じること」、「柔軟に活用できる財政措置を講じること」については、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業として、令和6年度は国庫委託事業として予算措置が講じられているが、自治体が必要としている財源に対して十分な措置ではない。 また、改革推進期間以後の財政措置の在り方についても示されていない。 (2) 「国において十分な財政措置を講じること」について、全体の予算は増えてはいるが、補助割合についてはこれまでと同様で、市町村にとって費用負担が大きいことは変わらず、市町村負担軽減のための十分な財政措置は講じられていない。
18 教員不足の解消に向けた対策	1 給特法の見直し等、教員の処遇改善	ウ 未措置 令和6年度文部科学省予算における大臣折衝において、「義務教育費国庫負担金における教師の処遇改善については、来年度、引き続き折衝を行い整理すること」とされた。令和6年4月現在、教員の処遇改善の在り方について国において検討が進められているところであり、引き続き国の動向を注視していく必要がある。
	2 学校における働き方改革の一層の推進	イ 一部措置 スクール・サポート・スタッフについては前年に比べ約26億円の予算増となった。また、教科担任制の強化について、令和7年度までの2か年分の改善数に係る予算が計上されており、当初予定から1年前倒しで実施することとなった。
19 拉致問題の早期解決	1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現	イ 一部措置 (1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。 また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われないまま平成28年2月には解体が表明された。以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起された。令和3年10月に就任した岸田総理大臣は、菅前総理大臣と同様、条件を付けずに日朝首脳会談を実施したい意向を表明したが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。 なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。 (4) 国は地方自治体と連携し、若年層への啓発を強化する等拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、取組をより一層強化することが必要である。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
20 ヘイトスピーチ対策の推進	ウ 未措置	提案内容(全国一律の判断基準による規制を行うよう、法律の見直しを行うこと等)については具体的な措置は講じられていない。
21 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	イ 一部措置	<p>(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、予算措置されている。また、新東名高速道路や圏央道などについて、事業が着実に進められている。</p> <p>(2) 渋滞対策やスマートインターチェンジについては、予算措置されている。また、大和トンネル付近の渋滞対策や山北スマートインターチェンジなどについて、事業が進められている。</p> <p>(3) 幹線道路等の整備推進に必要な予算については、一部予算措置された。</p>
2 鉄道網の整備促進	イ 一部措置	<p>(1) リニア中央新幹線について、本県においては、川崎市内で、大深度地下シールドトンネルの掘削が進められており、相模原市内では、山岳部トンネルや、沿線の間駅で唯一の地下駅となる神奈川県駅で工事が本格化するなど、着実に事業進捗が図られている。</p> <p>また、神奈川県駅周辺においては、地元相模原市がまちづくりを行っており、昨年11月には、まちの将来像などを定める、まちづくりガイドラインの策定がなされたところである。</p> <p>一方、未着工区間については、JR東海が、2027年の品川・名古屋間の開業が遅れるとの見解を示していることから、一日でも早い開業に向け、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図る必要がある。</p> <p>相模原市が行う神奈川県駅周辺のまちづくりについては、都市計画道路の整備に、市へ一部予算措置されている。</p> <p>(2) 駅整備への地元自治体の負担を軽減するため、地方債を充当する制度整備や予算措置などは、講じられていない。</p> <p>なお、藤沢市村岡地区の東海道本線新駅については、令和6年度から工事に着手する予定であり、引き続き確実な予算措置が必要である。</p> <p>また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対し、都市構造再編集中支援事業の補助額は、要望額に対して約85%、社会資本整備総合交付金の交付額は、要望額に対して約79%であるが、引き続き事業推進のため十分な予算措置が必要である。</p> <p>(3) 鉄道整備に対する公的支援のうち、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充がなされたが、既存路線の延伸などによる新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業についての助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築等はされていない。</p>
3 新たなモビリティサービスの取組促進	イ 一部措置	MaaSの実装に向けた支援に加え、共創モデル実証運行事業の支援拡充などがなされているが、取組を加速し、スマートモビリティ社会を早期に実現するためには、地域や民間事業者が行う取組への支援をより一層拡充する必要がある。
22 摩耗した路面標示の補修促進	ウ 未措置	提案内容(区画線の補修に対する国の補助制度拡充と必要な予算措置)については、具体的な措置は講じられていない。
23 水道事業広域化の推進	ウ 未措置	提案内容(水道事業の広域化を推進するための仕組みを整えること、事業統合や経営の一体化を伴わない「業務の共同化」も既存の交付金の交付対象とすること)については、具体的な措置は講じられていない。
24 県営住宅の健康団地への再生	イ 一部措置	<p>(1) PFI事業に係る所要の経費について、令和6年度の交付金が措置された。今後、事業を進めるためには、事業の着手から終了まで、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。</p> <p>(2) 省エネルギー性能の向上及び太陽光発電設備の設置に係る所要の経費について、令和6年度の交付金が措置された。引き続き、脱炭素化の実現に向けて、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。</p>